

いばらき地酒ソムリエ業務委託業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、いばらき地酒ソムリエ事業委託業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 いばらき地酒ソムリエ事業委託業務
- (2) 委託業務の内容 別紙「仕様書（案）」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 業務の実施にあたっては、業務計画書（様式第1号）を提出するとともに仕様書及び甲の指示に従って行わなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円を含む。）とする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託業務が終了し、その額が確定した後に、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により事業の円滑な運営のため必要と認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託費の90%以内の額を概算払することができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、甲は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（指示等及び協議の書面主義）

第6条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（実績報告等及び検査）

第7条 乙は、明細表に掲げる期別の実施期間の経過後、業務実績報告書を、遅滞なく甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により報告書の提出を受けたときは、その日から起算して14日以内に、当該業務の内容がこの契約の内容に適合しているかどうかを検査する。

3 乙は、前項の検査の結果、委託業務の修正を命じられたときは、直ちにこれを修正し、再び甲の検査を受けなければならない。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第9条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、仕様書に規定のあるものを除き、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、契約に基づいて生ずる権利は、第三者に譲渡してはならない。

(作業責任者等の届出)

第10条 乙は、契約締結後、速やかに本業務の作業責任者及び作業従事者を特定し、甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第12条 乙は、乙の従業者に対して、この契約の履行に必要な教育及び啓発を行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第13条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(貸与品)

第14条 乙は、委託業務の実施のため甲から貸与された帳票等(以下「貸与品」という。)を使用することができる。

2 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に甲に借用書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報を含む。以下同じ。)等重要な情報を含む貸与品を取り扱うときは、次のとおり管理しなければならない。

(1) 授受について記録すること。

(2) 業務従事者以外の閲覧を禁ずること。

(3) 他の業務で取り扱う情報が記録された同等品を保有する場合は、区分すること。

(4) 鍵の掛かる場所に保管すること。

(5) 運搬又は送信する場合には、暗号化等の措置を講ずること。

5 乙は、委託業務の実施に当たり最低限必要な場合を除き、甲の承諾なくして、貸与品を複写、複製又は改変してはならない。

6 乙は、委託業務の完了、委託業務の内容の変更等によって不用となった貸与品（複写物、複製物及び改変物を含む。）があるときは、速やかに甲に返還又は甲の指示に従って処置を行わなければならない。

7 前項の場合において、乙の故意又は過失により貸与品が滅失し、き損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に甲の承認を得て代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（状況報告等）

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により委託業務の実施状況について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

（甲の監査権）

第16条 甲は、情報セキュリティ確保その他の必要があると認めるときは、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の作業体制、作業場所、情報の管理方法及びその他の業務の履行状況について、乙の作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の規定による作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示があったときはこれに従わなければならない。

（個人情報の保護）

第17条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守しなければならない。

（事故発生時の報告）

第18条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ、応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

（事情変更による解除）

第19条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、乙は速やかに甲の指示により施設等を甲に返還するものとし、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

（契約の解除）

第20条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

- (2) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
- (3) 銀行取引を停止されたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) その他この契約を継続することができないと甲が認めるとき。

2 前項の規定による解除により乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により契約の解除があったときは、前条第2項の規定を準用する。

(損害賠償)

第21条 甲は、前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

茨城県水戸市笠原町978番6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

(別記)

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

1 個人情報の保護に関する条例等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に基づく法律及び茨城県（以下「甲」という。）の定める情報セキュリティポリシーに基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

3 作業責任者等の届出

- (1) 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- (3) 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- (4) 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- (5) 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- (6) 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

4 作業場所の特定

- (1) 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

5 教育の実施

- (1) 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- (2) 乙は、前号の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。
- (3) 乙は、前号の実施計画、実施体制及び実施結果を甲に報告するものとする。なお、履行期間開始日前1年以内に実施済みの教育及び研修がある場合には、その実施結果を業務の着手前にあらかじめ報告するものとする。

6 守秘義務

- (1) 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはな

らない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- (2) 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

7 再委託

- (1) 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先の作業責任者及び作業従事者、再委託先の連絡先、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしたうえで、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- (3) 前号の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (4) 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- (5) 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

8 派遣労働者等の利用時の措置

- (1) 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- (2) 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を

扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

10 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

11 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行ったうえで、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

12 個人情報の返還又は廃棄

(1) 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

(2) 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

(3) 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

(5) 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

13 定期報告及び緊急時報告

(1) 乙は、個人情報の取扱いの状況について、契約書第 20 条に定める実績報告時に、委託業務実績報告書により報告しなければならない。

(2) 乙は、前項の規定のほか、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(3) 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

14 監査及び検査

(1) 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

(2) 甲は、前号の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

15 事故時の対応

(1) 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係

る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(2) 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

(3) 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

16 契約解除

(1) 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

(2) 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

17 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。